

審議会等への女性参画推進の指針

1 推進の目標

審議会等への女性の参画に関しては、令和8年度（2026年度）までに、女性委員がない審議会等※をなくし、女性委員が40パーセントを下回ることなく60パーセントを超えることのないよう編成されることを目指します。

※本指針における審議会等とは、市の附属機関その他規則又は要綱により設置された協議会、委員会等をいいます。

2 推進体制の整備

審議会等への女性の参画を積極的に推進するため、小田原市男女共同参画推進協議会を推進管理機関として位置付け、同協議会委員は、各部の男女共同参画推進管理者として、審議会等への女性の参画を推進します。

3 参画の推進

(1) 女性の参画が40パーセントに満たない審議会等は、改選時に必ず女性を選任し、目標を達成するよう努めます。

ア 男女共同参画推進管理者は、女性の参画が40パーセントに満たない審議会等に対し、計画的な参画を進めます。

イ 新しく設置する審議会等は、女性の参画40パーセント以上を目標とします。

ウ 女性委員がゼロの審議会等は、改選時に少なくとも1人は女性を入れます。

(2) 女性の参画が40パーセントを超える審議会等については、改選後も女性の比率を維持するように努め、目標達成に向けて引き続き努力するとともに、参画する委員の重複を避け、新たな人材の発掘に努めます。

(3) 女性の参画が60パーセントを超える審議会等にあっては、男女の比率が偏らないよう男性の参画を図ります。

4 委員構成の見直し

各審議会等で女性の参画を進めるため、次の点から委員構成を見直します。

- (1) 委員資格の役職指定を緩和します。
- (2) 性別指定での推薦依頼をします。
- (3) 公募枠を設けます。
- (4) 女性の少ない分野の委嘱については、幅広い類似分野の検討による柔軟な対応を図ります。

5 女性が参画するための支援

女性が審議会等に積極的に参画できるよう、託児体制を整えるなど参画しやすい環境づくりに努めます。

6 人材の育成及び発掘、人材把握と情報の提供

- (1) 審議会等を所管する課は、専門分野に関わる人材の発掘や育成に努めます。
- (2) 男女共同参画の推進を所管する課は、講座等の開催を通して、継続的に女性の人材育成に努めます。
- (3) 男女共同参画の推進を所管する課は、講座等参加者のほか、広く市民を対象に「おだわら男女共同参画推進サポーター」への登録を呼びかけ、人材リストとして活用します。また、各課等は、所有する人材情報を男女共同参画の推進を所管する課に提供します。
- (4) 審議会等の委員を選任する際、所管する課等から相談があった場合、男女共同参画の推進を担当する課は、積極的に協力し女性委員の確保に努めます。

7 報告及び公表

- (1) 男女共同参画推進管理者は、小田原市男女共同参画推進協議会において推進状況及び推進計画を報告します。
- (2) 小田原市男女共同参画推進協議会会長は、男女共同参画推進管理者の報告を受けて、市民に推進状況を公表します。